

平成24年(ラ)第1608号 施設使用仮処分命令申立却下決定に対する抗告事件(原審・東京地方裁判所平成24年(コ)第2498号)

決 定

東京都千代田区猿楽町二丁目2番3号NSビル202号室

抗告人(債権者) 特定非営利活動法人 OurPlanet-TV
(以下「抗告人法人」という。)

代表者理事 白石 草

抗告人(債権者) 白石 草
(以下「抗告人白石」という。)

上記兩名代理人弁護士 梓 澤 和 幸

同 河 崎 健 一 郎

同 福 田 健 治

同 井 桁 大 介

同 小 松 圭 介

同 倉 地 智 広

東京都千代田区永田町一丁目6番2号

相手方(債務者) 国 会 記 者 会

代表者常任理事 鈴 木 博 之

同 友 安 潔

同 萬 直 樹

同 曾 我 豪

主 文

1 本件抗告を棄却する。

2 抗告費用は抗告人らの負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨及び理由

抗告の趣旨及び理由は、別紙「即時抗告申立書」に記載のとおりである。

第2 事案の概要等

- 1 本件は、インターネット放送局を運営する抗告人法人と抗告人法人の理事である抗告人白石が、国所有の国会記者会館（以下「本件建物」という。）を使用・管理する相手方から本件建物屋上への取材活動目的での立入りの申入れを拒否されたとして、相手方に対し、取材の自由に基づく本件建物の施設立入請求権を被保全権利として、抗告人らに平成24年7月29日午後6時から午後9時までの間の本件建物の屋上を使用させることを求めて仮処分の申立てをした事案である。
- 2 原審は、被保全権利である取材の自由に基づく本件建物の施設立入請求権が存在するとは認められないとしてこれを却下する旨の決定をし、抗告人らが、これを不服として即時抗告した。

第3 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、原審と同様に、相手方に対する取材の自由に基づく本件建物の施設立入請求権は認められず、被保全権利の疎明を欠くと判断する。その理由は、次項において、抗告理由についての判断を加えるほか、原決定の「理由」第3で説示されているとおりであるから、これを引用する。
- 2 抗告人は、相手方だけが本件建物の使用を許可されていることの違法性をる指摘するが、仮に、相手方に対する本件建物の使用許可が違法であったとしても、それによって、抗告人に対して本件建物の使用許可がされたことになるわけではないから、抗告人が相手方に対して本件建物への施設立入りを請求す

る権利を有するという事はできない。したがって、依然として、被保全権利の疎明を欠くというべきである。

3 よって、本件仮処分申立てを却下した原決定は相当であって、本件抗告は理由がないから、棄却することとし、主文のとおり決定する。

平成24年7月27日

東京高等裁判所第11民事部

裁判長裁判官 瀧 澤 泉

裁判官 杉 原 則 彦

裁判官 田 中 寛 明

これは正本である。

平成24年7月27日

東京高等裁判所第11民事部

裁判所書記官 國武尚志

